

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p><u>平成30年2月26日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p>	
<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第32条 (略)</p>	<p>第1条～第32条 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u></p>		
<p>別表1 (略)</p>	<p>別表1 (略)</p>	
<p>別表2</p> <p>重大な内容変更等</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>⑫～⑬ (略)</p>	<p>別表2</p> <p>重大な内容変更等</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>資金貸付の相手方等の申請に対する被保険者の承認行為</u>（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>⑫～⑬ (略)</p>	

新	旧	備考
注1～注3 (略)	注1～注3 (略)	
別表3～別表6 (略)	別表3～別表6 (略)	